

新潟市西蒲区における感謝状贈呈に関する施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、新潟市西蒲区における感謝状贈呈に関する要綱(以下要綱という)に基づき、感謝状贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

(贈呈基準)

第2条 要綱第2条に規定する基準については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 功労及び模範となる篤行の基準については、具体的業績が、営利性、宣伝性がなく、地道な活動が、西蒲区民の人心に刺激と明朗感を与え、人目に付かない分野であっても、その活躍及び価値が認められるもの
- (2) 前号の規定にかかわらず審査会で特に必要と認められるもの
- (3) 活動等の期間の計算は、月をもってし、事由行為の属する月から調査日の属する月までの期間をもって計算する。ただし調査日現在において、事由行為を終了したる場合は、当該終了月までの期間とする。

(審査会)

第3条 感謝状の被贈呈者の対象となるものの調査は、要綱第2条の基準において、西蒲区感謝状贈呈候補者推薦書(別記様式1号)により推薦するものとする。

- (1) 推薦されたものは、要綱第3条に規定する審査会において感謝状の被贈呈者としての審査を受けるものとする。
- 2 審査会は区長が招集するものとする。
 - (1) 審査会には審査委員のほか、事務局として西蒲区役所地域総務課長及び西蒲区役所地域総務課長が指定するものが出席できるものとする。
- 3 審査会の内容は非公表とする。
 - (1) 審査の結果は、西蒲区役所地域総務課から感謝状の被贈呈者として推薦されたものに報告するものとする。
 - (2) 感謝状の被贈呈者として推薦されたものの内、感謝状贈呈をおこなわないものの記録は非公表とする。

(贈呈時期)

第4条 感謝状贈呈には贈呈式を行うものとし、贈呈式の開催時期は西蒲区自治協議会と協議するものとする。

- 2 感謝状の被贈呈者の対象となるものの調査は、基準日を毎年1月1日とし西蒲区役所内各所属から所管の西蒲区内諸団体等に推薦依頼をおこなうものとする。

(記録及び公表)

第5条 感謝状の被贈呈者を記録するため西蒲区感謝状原簿（別記様式2号）を備え、次の各号に掲げる事項を記録し公表する。

- (1) 被贈呈者の氏名または団体の名称及び住所
- (2) 贈呈の理由
- (3) その他必要な事項

(個人情報)

第6条 西蒲区感謝状原簿（別記様式2号）に記載された情報や提出された資料等の情報は、西蒲区感謝状贈呈の目的以外には使用しないものとする。

2 提出された資料等は審査会の結果にかかわらず返却はしないものとする。

附 則

この細則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年12月1日から施行する。

西 蒲 区 長 宛

【 推 薦 者 】

住 所 (電話).....

氏 名 (団体名・役職等).....

被推薦者との関係.....

西 蒲 区 感 謝 状 被 贈 呈 者 推 薦 書

次のものを新潟市西蒲区感謝状被贈呈者として推薦します。(個人か団体欄に○を付け記載してください。)

被 推 薦 者	個 人	フリガナ		生年月日	年 月 日	
		氏 名				
		住 所				電話
推 薦 者	団 体	フリガナ		フリガナ		
		団体名		代表者名		
		所在地				電話

【 推 薦 事 由 】

下記の事由の番号から該当する事由すべてに○を付け、詳細内容欄に具体的な内容を記載してください。

事 由	(1) 地域社会及び地域産業の振興に尽くした (2) 保健衛生及び社会福祉の増進に尽くした (3) 道路、河川、港湾、公園その他公共施設の設置または維持管理に尽くした (4) 科学、芸術、技芸、その他文化及び体育の向上に尽くした (5) 災害事故、犯罪他社会不安の発生の防止除去または変事における人命、財産の保護に尽くした (6) 特に区民の模範となるべき篤行をした (7) その他
詳 細 内 容	

※内容のわかる文書、写真、新聞記事等がありましたら添付願います。(コピー可)

審査会にて審査しますので、追加資料や内容をお尋ねする場合がありますが、ご協力をお願いします。

